

改正	昭和三七年	四月一〇日	規則第二四号	昭和三七年	一月一日	規則第七一号
	昭和四一年	四月一日	規則第一九号	昭和四三年	八月二七日	規則第五〇号
	昭和四三年	一月二一日	規則第六一号	昭和四四年	一月二一日	規則第六号
	昭和四四年	四月二五日	規則第三五号	昭和四四年	八月五日	規則第六〇号
	昭和四四年	一月一五日	規則第八二号	昭和四五年	三月六日	規則第一二号
	昭和四五年	七月一〇日	規則第四九号	昭和四五年	九月八日	規則第五七号
	昭和四五年	一月一三日	規則第六六号	昭和四六年	六月四日	規則第四〇号
	昭和四六年	一月一日	規則第八五号	昭和四七年	四月一四日	規則第二七号
	昭和四七年	六月二七日	規則第四六号	昭和四八年	三月三〇日	規則第一六号
	昭和四八年	四月一日	規則第二四号	昭和四九年	一月二五日	規則第七七号
	昭和五〇年	二月二二日	規則第七号	昭和五一年	四月九日	規則第三五号
	昭和五二年	三月三〇日	規則第一二号	昭和五二年	五月一〇日	規則第二九号
	昭和五二年	七月一日	規則第四二号	昭和五二年	八月二六日	規則第五一号
	昭和五三年	二月二八日	規則第七号	昭和五三年	四月一日	規則第一八号
	昭和五四年	四月三日	規則第二七号	昭和五四年	九月二五日	規則第五三号
	昭和五五年	六月二七日	規則第四〇号	昭和五五年	一月二一日	規則第六五号
	昭和五五年	一月二三日	規則第七七号	昭和五六年	一月三〇日	規則第二号
	昭和五六年	二月二七日	規則第六号	昭和五六年	六月五日	規則第三八号
	昭和五六年	七月三一日	規則第五一号	昭和五六年	九月二九日	規則第六五号
	昭和五六年	一月二七日	規則第七八号	昭和五六年	一月二五日	規則第八一号
	昭和五七年	二月二六日	規則第六号	昭和五七年	七月一六日	規則第五二号
	昭和五七年	八月三一日	規則第六一号	昭和五八年	二月四日	規則第四号の二
	昭和五八年	三月一六日	規則第一三号	昭和五八年	一月二七日	規則第八八号
	昭和五九年	三月二六日	規則第一八号	昭和五九年	一月五日	規則第六〇号
	昭和六〇年	三月二九日	規則第二六号	昭和六〇年	一月八日	規則第六八号
	昭和六一年	三月二八日	規則第一六号	昭和六二年	三月二四日	規則第一七号
	昭和六三年	一月二二日	規則第二号	昭和六三年	四月三〇日	規則第四〇号
	昭和六三年	五月三一日	規則第四五号	昭和六三年	七月二九日	規則第六〇号
	平成元年	三月三〇日	規則第三一号	平成元年	四月二八日	規則第六〇号
	平成元年	八月三〇日	規則第八五号	平成二年	三月二三日	規則第九号
	平成三年	三月二九日	規則第三三号	平成三年	八月三〇日	規則第七三号
	平成四年	一月三〇日	規則第二号	平成四年	三月二六日	規則第二二号
	平成四年	七月一〇日	規則第九一号	平成五年	一月二九日	規則第二号
	平成五年	三月二六日	規則第一六号	平成五年	六月二九日	規則第六一号
	平成五年	一月二六日	規則第八三号	平成六年	二月一日	規則第三号
	平成六年	五月二〇日	規則第三二号	平成七年	三月一〇日	規則第一八号
	平成七年	七月三日	規則第六四号	平成八年	一月三〇日	規則第四号
	平成八年	四月二六日	規則第三七号	平成八年	六月二五日	規則第四三号
	平成八年	一月二九日	規則第六五号	平成九年	一月三一日	規則第一号
	平成九年	三月三一日	規則第二九号	平成九年	七月二九日	規則第六六号
	平成九年	八月二九日	規則第七二号	平成九年	九月三〇日	規則第七八号
	平成一〇年	一月三〇日	規則第六号	平成一〇年	二月一七日	規則第九号
	平成一〇年	三月二七日	規則第二五号	平成一〇年	一月二四日	規則第八七号
	平成一一年	一月二八日	規則第八九号	平成一二年	二月二九日	規則第七号

平成一二年一〇月一三日規則第一五九号	平成一三年 三月三〇日規則第四四号
平成一四年 三月二九日規則第三八号	平成一四年 九月二七日規則第八五号
平成一五年 三月二八日規則第三八号	平成一五年 六月二七日規則第一〇三号
平成一六年 一月一六日規則第二号	平成一六年 三月三〇日規則第三八号
平成一七年 三月二九日規則第四五号	平成一七年一二月二七日規則第一九七号
平成一八年 一月三一日規則第九号	平成一八年 三月三一日規則第七七号
平成一九年一一月三〇日規則第一〇六号	平成二〇年 三月一一日規則第八号
平成二〇年一〇月三一日規則第七九号	平成二一年 三月三一日規則第四一号
平成二二年 三月二三日規則第八号	平成二三年 三月一八日規則第一七号
平成二四年 三月二三日規則第二〇号	平成二五年 二月一二月規則第一四号
平成二五年 九月三〇日規則第八一号	平成二五年一二月二〇日規則第八八号
平成二六年 三月一四日規則第一〇号	平成二六年 九月三〇日規則第五六号
平成二七年 三月二七日規則第一五号	平成二八年 三月二五日規則第一四号
平成二九年 三月三一日規則第二六号	平成三〇年 三月二三日規則第七号
平成三〇年 八月二四日規則第五二号	平成三一年 三月二九日規則第二九号
令和 元年 六月二八日規則第四号	令和 二年 三月三一日規則第三七号
令和 二年 五月二九日規則第四四号	令和 三年 三月三〇日規則第五号
令和 三年 六月三〇日規則第三四号	令和 四年 三月二五日規則第二五号
令和 五年 六月二七日規則第四五号	令和 六年 三月二九日規則第四二号

千葉県県営住宅設置管理条例施行規則

題名改正〔昭和三七年規則二四号・五七年五二号・平成元年三一号〕

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 一般県営住宅の管理（第一条の二―第十七条の九）

第三章 改良住宅の管理（第十八条）

第三章の二 特定公共賃貸住宅の管理（第十八条の二―第十八条の六）

第四章 地域特別賃貸住宅の管理（第十九条―第二十二條）

第五章 その他の県営住宅の管理（第二十三条）

附則

第一章 総則

追加〔平成元年規則三一号〕

（趣旨）

第一条 この規則は、千葉県県営住宅設置管理条例（昭和三十五年千葉県条例第三十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔昭和三七年規則二四号〕、一部改正〔昭和五七年規則五二号・平成元年三一号〕

第二章 一般県営住宅の管理

全部改正〔平成一〇年規則九号〕

（単身で入居できる者）

第一条の二 条例第五条第一項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 六十歳以上の者

二 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じそれぞれ次に定める障害の程度であるもの

イ 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一級から四級までのいずれかに該当する程度

ロ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に規定する一級から三級までのいずれかに該当する程度

ハ 知的障害 ロに規定する精神障害の程度に相当する程度

三 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者でそ

の障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症のもの

四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

五 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第一項に規定する支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付を含む。）を受けている者

六 海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの

七 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第二条に規定するハンセン病療養所入所者等

八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第二項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第二十八条の二に規定する関係にある相手から暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの

イ 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者

ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした接近禁止命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

ハ 配偶者暴力防止等法第十条の二（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした退去等命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

九 犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第二条第二項に規定する犯罪被害者等（前号に掲げる者を除く。）で、次のいずれかに該当するもの

イ 犯罪等により収入が減少し、生計を維持することが困難となつたと認められる者

ロ 現に居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に引き続き居住することが困難となつたと認められる者

追加〔平成二四年規則二〇号〕、一部改正〔平成二五年規則八八号・二六年五六号・三〇年五二号・令和六年四二号〕

（入居収入基準に係る障害の程度）

第一条の三 条例第五条第一項第二号イ（イ）（1）に規定する規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 身体障害 前条第二号イに規定する程度

二 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項に規定する一級又は二級に該当する程度

三 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度

2 条例第五条第一項第二号イ（イ）（2）に規定する規則で定める障害の程度は、前条第三号に規定する程度とする。

追加〔平成二五年規則一四号〕

（入居の許可）

第二条 条例第六条に規定する県営住宅入居申込書は、別記第一号様式による。

2 一般県営住宅（条例第二条第二号に規定する一般県営住宅をいう。以下同じ。）に入居しようと

する者が条例第六条の規定により県営住宅入居申込書を提出するときは、当該申込書のほか、次の各号に掲げる書類（条例第四条第三号、第四号、第七号及び第八号に掲げる理由のある者にあつては、第一号、第四号及び第五号に掲げる書類を除く。）を知事に提出しなければならない。ただし、条例第七条第二項の規定により公開抽選によりその順位を決定される者にあつては、その順位が決定された後提出することができる。

- 一 県営住宅入居調書（別記第二号様式）
 - 二 市町村長が発行する所得金額を証する書類（以下「所得証明書」という。）
 - 三 住民票の写し（別居者のものを含む。）
 - 四 婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者がある場合は、当該事実を証明するに足りる書類
 - 五 条例第四条第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる理由のある者にあつては、当該事実を証する書類
 - 六 第一条の二に規定する者にあつては、当該者であることを証明する書類
- 3 前項の規定にかかわらず、条例第五条の二第二号に規定する者が一般県営住宅に入居しようとする場合において、条例第六条の規定により県営住宅入居申込書を提出するときは、当該申込書のほか、前項第一号に掲げる書類及び当該事実を証明する書類を知事に提出しなければならない。
- 4 条例第六条の規定による入居の許可は、県営住宅入居許可書（別記第四号様式）を交付して行うものとする。

一部改正〔昭和四三年規則五〇号・四四年八二号・四六年八五号・五二年五一号・五五年六五号・五七年五二号・平成元年三一号・七年六四号・一〇年九号・二四年二〇号・二五年一四号〕

（選考基準）

第三条 条例第七条第一項に規定する住宅困窮の度合は、入居の申込みをした者の居住の状況により、知事が別に定める基準に従つて点数を付し、総得点数の順位によつて行なうものとする。

（特別割当て等の対象となる障害の程度）

第三条の二 条例第八条第一項第三号の規則で定める障害の程度は、第一条の二第二号に規定する障害の程度とする。

追加〔平成二九年規則二六号〕

（特別割当て等の対象者で規則で定めるもの）

第三条の三 条例第八条第一項第八号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第一条の二各号（第一号、第二号及び第六号を除く。）のいずれかに該当する者
- 二 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅に現に居住する者で、当該賃貸住宅の建替えに伴い一般県営住宅への入居を希望するもののうち、当該建替え後の賃貸住宅に係る家賃が著しく上昇することにより、当該家賃の負担が困難になると認められるもの
- 三 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四条第四号に規定する避難解除区域又は東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成二十四年法律第四十八号）第八条第一項に規定する支援対象地域のいずれかに平成二十三年三月十一日において現に居住していた者

追加〔平成二九年規則二六号〕

（請書）

第四条 条例第十条第一項に規定する請書は、別記第五号様式による。

一部改正〔昭和四六年規則八五号・五二年五一号・六〇年二六号・平成元年三一号・一〇年九号・令和二年三七号〕

（入居の報告）

第四条の二 一般県営住宅の入居を許可された者は、入居の日から十五日以内に県営住宅入居報告書（別記第六号様式）に当該入居による転入又は転居の届出の後編成された住民票の写しを添えて知事に提出しなければならない。

追加〔昭和四四年規則八二号〕、一部改正〔昭和五二年規則五一号・平成元年三一号・一〇年九号〕

(同居の承認)

第五条 条例第十一条の規定により知事の承認を受けようとするときは、県営住宅同居承認申請書(別記第七号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 入居者との続柄を証明する書類
 - 二 同居しようとする理由が事実であることを証明する書類
 - 三 同居しようとする者の所得証明書
- 2 条例第十一条の規定による知事の承認は、県営住宅同居承認書(別記第八号様式)を交付して行うものとする。

全部改正〔昭和五二年規則五一号〕、一部改正〔平成九年規則九号〕

(入居の承継)

第五条の二 条例第十二条第一項の規定により知事の承認を受けようとするときは、県営住宅居住承継承認申請書(別記第九号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 入居者が死亡し、又は退去したことを証明するに足りる書類
 - 二 住民票の写し(別居者のものを含む。)
 - 三 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 条例第十二条第一項の規定による知事の承認は、県営住宅居住承継承認書(別記第十号様式)を交付して行うものとする。

追加〔平成一〇年規則九号〕、一部改正〔平成一九年規則一〇六号〕

(収入の申告等)

第六条 条例第十三条の二第一項の規定による収入の申告は、収入申告書(別記第十一号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出して行うものとする。

- 一 入居者及び同居者の所得証明書
 - 二 公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号。以下「令」という。)第一条第三号イからトまでに規定する額を控除する場合には、当該控除の対象者に該当する旨を証する書類
 - 三 条例第五条第一項第二号イに掲げる場合に該当する場合には、その旨を証する書類
- 2 条例第十三条の二第二項の規定による政令月収の認定は、収入認定及び家賃通知書(別記第十一号様式の二)を交付して行うものとする。
- 3 条例第十三条の二第三項の規定による意見は、前項の規定による通知書を受理した日から三十日以内に政令月収認定に関する申出書(別記第十一号様式の三)にその事実を証する書類を添えて知事に提出して行うものとする。

全部改正〔平成一〇年規則九号〕、一部改正〔平成一二年規則一五九号・二四年二〇号・令和三年三四号〕

(減免又は徴収の猶予)

第七条 条例第十四条(条例第三十条第三項又は第三十三条の八において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予又は条例第十六条第二項(条例第三十三条の八において準用する場合を含む。)の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予を受けようとするときは、県営住宅家賃(金銭・敷金)減免申請書(別記第十二号様式)又は県営住宅家賃(金銭・敷金)徴収猶予申請書(別記第十三号様式)に条例第十四条各号のいずれかに掲げる事実を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 条例第十四条(条例第三十条第三項又は第三十三条の八において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の徴収の猶予又は条例第十六条第二項(条例第三十三条の八において準用する場合を含む。)の規定による敷金の徴収の猶予は、入居者が当該家賃、金銭又は敷金を六月以内に納付することができると認められる場合に行うものとする。
- 3 条例第十四条(条例第三十条第三項又は第三十三条の八において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予又は条例第十六条第二項(条例第三十三条の八において準用する場合を含む。)の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予は、県営住宅家賃(金銭・敷金)減免通知書(別記第十五号様式)又は県営住宅家賃(金銭・敷金)徴収猶予通知書(別記第十六号様式)を交付して行うものとする。

全部改正〔平成一〇年規則九号〕

第八条及び第九条 削除

〔平成一〇年規則九号〕

(異動の届出)

第十条 入居者は、その同居の世帯員に異動が生じた場合は、県営住宅同居者異動届（別記第十九号様式）に異動したことを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

全部改正〔昭和五二年規則五一号〕、一部改正〔昭和五五年規則六五号〕

(用途変更の承認)

第十一条 条例第二十二条ただし書の規定により、一般県営住宅の一部を住宅以外の用途に併用しようとするときは、県営住宅一部用途変更承認申請書（別記第二十号様式）を知事に提出しなければならない。

2 条例第二十二条ただし書の規定による承認は、県営住宅一部用途変更承認書（別記第二十一号様式）を交付して行うものとする。

一部改正〔昭和五二年規則五一号・五五年六五号・平成元年三一号・一〇年九号〕

(模様替え又は増築の承認)

第十二条 条例第二十三条第一項ただし書の規定により、一般県営住宅を模様替え又は増築をしようとするときは、県営住宅模様替（増築）承認申請書（別記第二十二号様式）に関係図面を添えて知事に提出しなければならない。

2 条例第二十三条第一項ただし書の規定による承認は、知事が別に定める基準により行うものとする。

3 条例第二十三条第一項ただし書の規定による承認は、県営住宅模様替（増築）承認書（別記第二十三号様式）を交付して行うものとする。

全部改正〔昭和五二年規則五一号〕、一部改正〔昭和五五年規則六五号・平成元年三一号・一〇年九号〕

(使用中断届等)

第十三条 条例第二十四条の規定による届出は、県営住宅使用中断届（別記第二十四号様式）を提出して行うものとする。

2 前項の届出をする者が、県営住宅使用中断中留守居人を置こうとする場合は、県営住宅留守居人承認申請書（別記第二十五号様式）を提出して知事の承認を受けなければならない。

3 前項の規定による承認は、県営住宅留守居人承認書（別記第二十六号様式）を交付して行うものとする。

一部改正〔昭和四六年規則四〇号・八五号・五二年五一号・五五年六五号・平成一〇年九号〕

(退去届)

第十四条 条例第二十五条第一項の規定による届出は、県営住宅退去届（別記第二十六号様式の二）を提出して行うものとする。

全部改正〔平成一〇年規則九号〕

(収入超過等に関する通知)

第十五条 条例第二十六条の規定による次の各号に掲げる通知は、それぞれ当該各号に掲げる書類を交付して行うものとする。

一 条例第二十六条第一項の規定による通知 収入超過者通知書（別記第二十七号様式）

二 条例第二十六条第二項の規定による通知 高額所得者通知書（別記第二十八号様式）

全部改正〔平成一〇年規則九号〕

(明渡し期限の延長申請等)

第十六条 条例第二十九条第三項の規定による明渡し期限の延長の申出は、県営住宅明渡し期限延長承認申請書（別記第三十五号様式）を知事に提出して行わなければならない。

2 条例第二十九条第三項の規定による承認は、県営住宅明渡し期限延長承認書（別記第三十六号様式）を交付して行うものとする。

追加〔昭和四四年規則八二号〕、一部改正〔昭和五一年規則五二号・五五年六五号・平成一〇年九号〕

(住宅あつせんの申出)

第十六条の二 条例第三十条の二の規定による住宅のあつせんの申出は、住宅あつせん申出書（別記

第三十六号様式の二)を知事に提出して行うものとする。

追加〔平成一〇年規則九号〕

(新たに整備される一般県営住宅への入居)

第十六条の三 条例第三十条の六の規定により新たに整備される一般県営住宅への入居を希望するときは、県営住宅入居申出書(別記第三十六号様式の三)を知事に提出しなければならない。

2 第二条第四項の規定は、前項の規定による入居の許可について準用する。

追加〔昭和四四年規則八二号〕、一部改正〔平成元年規則三一号・一〇年九号〕

(検査職員の証票)

第十七条 条例第三十二条第三項に規定する身分を示す証票は、県営住宅検査職員証(別記第三十七号様式)による。

一部改正〔昭和五二年規則五一号・五五年六五号〕

(点字による申込み等)

第十七条の二 第二条第一項及び第二項第一号、第四条の二、第五条第一項、第五条の二第一項、第七条第一項、第十条、第十一条第一項、第十三条第一項及び第二項、第十四条、第十六条第一項、第十六条の二並びに第十六条の三第一項の規定にかかわらず、視覚障害者は、これらの規定に規定する申込書等に代えて当該申込書等の様式に示された必要事項を点字により表記した文書により提出することができる。

追加〔平成九年規則二九号〕、一部改正〔平成一〇年規則九号・八七号〕

(社会福祉法人等への使用許可)

第十七条の三 条例第三十三条の二第一項の規定により一般県営住宅を使用しようとするときは、一般県営住宅使用許可申請書(別記第三十七号様式の二)を知事に提出しなければならない。

2 条例第三十三条の二第二項の規定による許可は、一般県営住宅使用許可書(別記第三十七号様式の三)を交付して行うものとする。

追加〔平成一〇年規則九号〕

(駐車場の使用許可)

第十七条の四 条例第三十三条の九の規定により一般県営住宅の駐車場(以下「駐車場」という。)を使用しようとする者は、駐車場使用申込書(別記第三十七号様式の四)を知事に提出しなければならない。

2 条例第三十三条の九の規定による許可は、駐車場使用許可書(別記第三十七号様式の五)及び駐車票(別記第三十七号様式の六)を交付して行うものとする。

追加〔平成一〇年規則二五号〕

(駐車場使用者の選考)

第十七条の五 前条の規定による申込みをした者の数が使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、公開抽選により、駐車場の使用者を選考するものとする。

2 知事は、前項の規定により駐車場の使用者を選考する場合において、駐車場の使用許可を受けた者(以下「駐車場使用者」という。)のほかに、使用順位を定めて使用補欠者を定めることができる。

3 駐車場の使用は、一戸につき一台とする。

4 前各項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、知事は、特定の者に駐車場を使用させることができる。

一 前条の規定による申込みをした者が身体障害者その他これに準ずる者である場合

二 駐車場の使用状況その他の事情を勘案して、当該駐車場の管理上支障がないと認められる場合

三 前各号に規定するもののほか、特別な事由がある場合

追加〔平成一〇年規則二五号〕、一部改正〔平成一七年規則四五号〕

(使用料の額)

第十七条の六 条例第三十三条の十一の規定による使用料は、別表第一のとおりとする。

追加〔平成一〇年規則二五号〕、一部改正〔平成一〇年規則八七号〕

(使用許可の変更)

第十七条の七 駐車場使用者は、駐車場使用申込書の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく駐車

場使用変更届（別記第三十七号様式の七）により知事に届け出なければならない。

追加〔平成一〇年規則二五号〕

（駐車場の明渡し）

第十七条の八 駐車場使用者は、駐車場を明け渡そうとするときは、明け渡そうとする日の七日前までに、駐車場使用返還届（別記第三十七号様式の八）に駐車票を添えて知事に提出しなければならない。

追加〔平成一〇年規則二五号〕

（管理の特例）

第十七条の九 市町村又は地方住宅供給公社が法第四十七条第一項の規定により条例第三十三条の十四第一項各号に掲げる権限を行う場合におけるこの章の規定の適用については、これらの規定（第三条、第六条第一項及び第三項、第七条第一項、第十二条第二項並びに第十七条の三第一項を除く。）中「知事」とあるのは、「市町村の長又は地方住宅供給公社の理事長」とする。

追加〔平成一八年規則七七号〕

第三章 改良住宅の管理

追加〔平成元年規則三一号〕

（改良住宅の管理）

第十八条 改良住宅（条例第二条第三号に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）及びその共同施設の管理については、改良住宅を条例第二条第二号に規定する一般県営住宅とみなして第二章（第六条、第十五条から第十六条の三まで及び第十七条の三を除く。）の規定を準用する。ただし、第二条から第三条の三までの規定は、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第十八条の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなつた場合に限る。

2 前項の規定により第二章（第六条、第十五条から第十六条の三まで及び第十七条の三を除く。）の規定を準用する場合においては、これらの規定（第二条第二項各号列記以外の部分本文を除く。）中「一般県営住宅」とあるのは「改良住宅」と読み替えるほか、次表上欄に掲げる規定のうち同表下欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第一条の二	条例第五条第一項	条例第三十四条第一項において準用する条例第五条第一項
第一条の三	条例第五条第一項第二号イ(イ)(1)	条例第三十四条第一項において準用する条例第五条第一項第二号イ(イ)(1)
	条例第五条第一項第二号イ(イ)(2)	条例第三十四条第一項において準用する条例第五条第一項第二号イ(イ)(2)
第二条	条例第六条	条例第三十四条第一項において準用する条例第六条
第二条第二項各号列記以外の部分本文	一般県営住宅（条例第二条第二号に規定する一般県営住宅をいう。以下同じ。）	改良住宅
	条例第四条第三号、第四号、第七号及び第八号	条例第三十四条第一項において準用する条例第四条第七号及び第八号
第二条第二項各号列記以外の部分ただし書	条例第七条第二項	条例第三十四条第一項において準用する条例第七条第二項
第二条第二項第五号	条例第四条第一号、第二号、第五号及び第六号	条例第三十四条第一項において準用する条例第四条第一号、第二号、第五号及び第六号
第二条第三項	条例第五条の二第二号	条例第三十四条第一項において準用する条例第五条の二第二号
第三条	条例第七条第一項	条例第三十四条第一項において準用

		する条例第七条第一項
第三条の二	条例第八条第一項第三号	条例第三十四条第一項において準用する条例第八条第一項第三号
第三条の三	条例第八条第一項第八号	条例第三十四条第一項において準用する条例第八条第一項第八号
第四条	条例第十条第一項	条例第三十四条第一項において準用する条例第十条第一項
第五条	条例第十一条	条例第三十四条第一項において準用する条例第十一条
第五条の二	条例第十二条第一項	条例第三十四条第一項において準用する条例第十二条第一項
第七条第一項及び第三項	条例第十四条（条例第三十条第三項又は第三十三条の八において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予又は条例第十六条第二項（条例第三十三条の八において準用する場合を含む。）の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予	条例第三十四条第一項において準用する条例第十四条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予又は条例第三十四条第一項において準用する条例第十六条第二項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予
第七条第一項	条例第十四条各号	条例第三十四条第一項において準用する条例第十四条各号
第七条第二項	条例第十四条（条例第三十条第三項又は第三十三条の八において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の徴収の猶予又は条例第十六条第二項（条例第三十三条の八において準用する場合を含む。）の規定による敷金の徴収の猶予	条例第三十四条第一項において準用する条例第十四条の規定による家賃の徴収の猶予又は条例第三十四条第一項において準用する条例第十六条第二項の規定による敷金の徴収の猶予
	当該家賃、金銭又は敷金	当該家賃又は敷金
第十一条	条例第二十二条ただし書	条例第三十四条第一項において準用する条例第二十二条ただし書
第十二条	条例第二十三条第一項ただし書	条例第三十四条第一項において準用する条例第二十三条第一項ただし書
第十三条第一項	条例第二十四条	条例第三十四条第一項において準用する条例第二十四条
第十四条	条例第二十五条第一項	条例第三十四条第一項において準用する条例第二十五条第一項
第十七条	条例第三十二条第三項	条例第三十四条第一項において準用する条例第三十二条第三項
第十七条の二	、第十四条、第十六条第一項並びに第十六条の二	並びに第十四条
第十七条の四	条例第三十三条の九	条例第三十四条第一項において準用する条例第三十三条の九
第十七条の六	条例第三十三条の十一	条例第三十四条第一項において準用する条例第三十三条の十一

- 3 住宅地区改良法第十八条の規定により改良住宅に入居しようとする者は、改良住宅入居申込書（別記第三十八号様式）を知事に提出しなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、視覚障害者は、同項に規定する申込書に代えて当該申込書の様式に示された必要事項を点字により表記した文書により提出することができる。
- 5 条例第三十四条第三項の規定によりその例によることとされる千葉県県営住宅設置管理条例の一部を改正する条例（平成九年千葉県条例第二十一号）による改正前の千葉県県営住宅設置管理条例第十三条の規定による改良住宅の家賃は、別表第二のとおりとする。

追加〔昭和三七年規則二四号〕、一部改正〔昭和四三年規則六一号・四四年八二号・五二年五一号・五五年六五号・五七年五二号・平成元年三一号・九年二九号・一〇年九号・二五号・八七号・一二年七号・二四年二〇号・二五年一四号・二九年二六号・令和二年三七号〕

第三章の二 特定公共賃貸住宅の管理

追加〔平成一〇年規則八七号〕

（所得基準）

第十八条の二 条例第三十四条の二第二号の規則で定める所得は、特定公共賃貸住宅（条例第二条第四号に規定する特定公共賃貸住宅をいう。以下同じ。）の入居の申込みをした日において、次の各号に掲げる者に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 条例第三十四条の二第一号イに該当する者 十五万八千円以上四十八万七千円以下の額
- 二 条例第三十四条の二第一号ロに該当する者 十五万八千円以上四十八万七千円以下の額

追加〔平成一〇年規則八七号〕、一部改正〔平成二一年規則四一号〕

（家賃）

第十八条の三 条例第三十四条の五第一項の規定による特定公共賃貸住宅の家賃は、別表第三のとおりとする。

追加〔平成一〇年規則八七号〕

（入居者負担額）

第十八条の四 条例第三十四条の六第二項の規則で定める入居者負担額は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令第二条第一号及び第二号に規定する国土交通大臣が定める算定の方法（平成五年建設省告示第千六百二号）に定める算定方法に準じて知事が別に定める算定の方法により算定した額とする。この場合において、入居者負担額が特定公共賃貸住宅の家賃の額を上回るときは、当該家賃の額を入居者負担額とする。

- 2 知事は、前項の規定により算定の方法を定めたときは、速やかに、これを公示するものとする。

追加〔平成一〇年規則八七号〕、一部改正〔令和四年規則二五号〕

（家賃の減額申請）

第十八条の五 条例第三十四条の六の規定による特定公共賃貸住宅の家賃の減額を受けようとする者は、新たに特定公共賃貸住宅の家賃の減額を受けようとするとき、及び毎年七月末日までに家賃減額申請書（別記第三十九号様式）に知事の指定する所得の額を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 条例第三十四条の六の規定による特定公共賃貸住宅の家賃の減額は、収入認定及び減額家賃通知書（別記第三十九号様式の二）を交付して行うものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、視覚障害者は、同項に規定する申請書に代えて当該申請書の様式に示された必要事項を点字により表記した文書により提出することができる。

追加〔平成一〇年規則八七号〕、一部改正〔平成二四年規則二〇号〕

（準用）

第十八条の六 特定公共賃貸住宅及びその共同施設の管理については、この章に定めるもののほか、第二条（第二項第六号及び第三項を除く。）、第四条から第五条の二まで、第七条、第十条から第十四条まで、第十七条、第十七条の二及び第十七条の四から第十七条の八までの規定を準用する。この場合において、これらの規定（第二条第二項各号列記以外の部分本文を除く。）中「一般県営住宅」とあるのは「特定公共賃貸住宅」と読み替えるほか、次表上欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第二条	条例第六条	条例第三十四条の八において準用す
-----	-------	------------------

		る条例第六条
第二条第二項各号列記 以外の部分本文	一般県営住宅（条例第二条第二号 に規定する一般県営住宅をいう。 以下同じ。）	特定公共賃貸住宅
	条例第四条第三号、第四号、第七 号及び第八号	条例第三十四条の八において準用す る条例第四条第三号、第四号、第七 号及び第八号
第二条第二項各号列記 以外の部分ただし書	条例第七条第二項	条例第三十四条の三
第二条第二項第五号	条例第四条第一号、第二号、第五 号及び第六号	条例第三十四条の八において準用す る条例第四条第一号、第二号、第五 号及び第六号
第四条	条例第十条第一項	条例第三十四条の八において準用す る条例第十条第一項
第五条	条例第十一条	条例第三十四条の八において準用す る条例第十一条
第五条の二	条例第十二条第一項	条例第三十四条の八において準用す る条例第十二条第一項
第七条第一項及び第三 項	条例第十四条（条例第三十条第三 項又は第三十三条の八において 準用する場合を含む。）の規定に よる家賃若しくは金銭の減免若 しくは徴収の猶予又は条例第十 六条第二項（条例第三十三条の八 において準用する場合を含む。） の規定による敷金の減免若しく は徴収の猶予	条例第三十四条の七の規定による家 賃の減免若しくは徴収の猶予又は条 例第三十四条の八において準用する 条例第十六条第二項の規定による敷 金の減免若しくは徴収の猶予
第七条第一項	条例第十四条各号のいずれかに 掲げる事実	災害により著しい損害を受けた事実 その他特別の事情
第七条第二項	条例第十四条（条例第三十条第三 項又は第三十三条の八において 準用する場合を含む。）の規定に よる家賃若しくは金銭の徴収の 猶予又は条例第十六条第二項（条 例第三十三条の八において準用 する場合を含む。）の規定による 敷金の徴収の猶予	条例第三十四条の七の規定による家 賃の徴収の猶予又は条例第三十四条 の八において準用する条例第十六条 第二項の規定による敷金の徴収の猶 予
	当該家賃、金銭又は敷金	当該家賃又は敷金
第十一条	条例第二十二条ただし書	条例第三十四条の八において準用す る条例第二十二条ただし書
第十二条	条例第二十三条第一項ただし書	条例第三十四条の八において準用す る条例第二十三条第一項ただし書
第十三条第一項	条例第二十四条	条例第三十四条の八において準用す る条例第二十四条
第十四条	条例第二十五条第一項	条例第三十四条の八において準用す る条例第二十五条第一項
第十七条	条例第三十二条第三項	条例第三十四条の八において準用す る条例第三十二条第三項
第十七条の二	、第十四条、第十六条第一項、第	並びに第十四条

	十六条の二並びに第十六条の三 第一項	
第十七条の四	条例第三十三条の九	条例第三十四条の八において準用する 条例第三十三条の九
第十七条の六	条例第三十三条の十一	条例第三十四条の八において準用する 条例第三十三条の十一

追加〔平成一〇年規則八七号〕、一部改正〔平成一二年規則七号・令和二年三七号〕

第四章 地域特別賃貸住宅の管理

追加〔平成元年規則三一号〕

(政令月収の基準)

第十九条 条例第二条第五号及び第三十五条第二号の規則で定める政令月収の基準は、地域特別賃貸住宅（条例第二条第五号に規定する地域特別賃貸住宅をいう。以下同じ。）の入居の申込みをした日において、十五万八千円を超え二十一万四千円以下とする。ただし、次の各号に掲げる者にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第二十八条第一項に該当する者（法第二十九条第一項に該当する者を除く。）にあつては、十五万八千円を超え三十一万三千元以下
- 二 満六十歳以上の者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族の中に満六十歳以上の者を有する者にあつては、十五万八千円を超え三十一万三千元以下

追加〔平成元年規則三一号〕、一部改正〔平成三年規則三三号・五年二号・一〇年九号・八七号・二一年四一号〕

(家賃)

第十九条の二 条例第三十八条第一項の規定による地域特別賃貸住宅の家賃（以下「家賃」という。）は、別表第四のとおりとする。

追加〔平成一〇年規則九号〕、一部改正〔平成一〇年規則八七号〕

(入居者負担額)

第二十条 条例第四十一条第一項において準用する条例第三十四条の六第二項の規定で定める入居者負担額は、次のとおりとする。ただし、入居者負担額は、家賃の額を上回ることはいない。

- 一 管理開始日から同日以後最初の十月一日（以下「基準日」という。）の前日までの期間及び基準日から最初の一年間における入居者負担額（以下「当初入居者負担額」という。）は、家賃の額の範囲内で第十九条に規定する政令月収の基準を考慮して知事が定める額とし、その後の入居者負担額は、当初入居者負担額に基準日からの経過年数（基準日からの経過期間に一年未満の期間があるときは、これを切り捨てる。）を指数とする一・〇五のべき乗を乗じて得た額（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、次号から第五号までに該当する場合を除く。
- 二 現に入居している地域特別賃貸住宅に引き続き入居している期間（法第二十八条第一項に該当する者については、公営住宅（条例第二条第一号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）に入居し、かつ、収入が二十四万四千円を超えていた期間を算入する。）が二年以上であり、かつ、最近二年間の収入が引き続き二十四万四千円を超える者（次号から第五号までに該当する場合を除く。）の入居者負担額は、前号本文に規定する入居者負担額に一・二を乗じて得た額（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下「第二号入居者負担額」という。）とする。
- 三 現に入居している地域特別賃貸住宅に引き続き入居している期間（法第二十八条第一項に該当する者については、公営住宅に入居し、かつ、収入が三十二万六千円を超えていた期間を算入する。以下同じ。）が二年以上であり、かつ、最近二年間の収入が引き続き三十二万六千円を超える者（次号又は第五号に該当する場合を除く。）の入居者負担額は、第二号入居者負担額に、当該地域特別賃貸住宅の家賃から第二号入居者負担額を差し引いた額（以下「第二号助成額」という。）の四分の一を加えて得た額（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
- 四 現に入居している地域特別賃貸住宅に引き続き入居している期間が三年以上であり、かつ、最近三年間の収入が引き続き三十二万六千円を超える者（次号に該当する場合を除く。）の入居者

負担額は、第二号入居者負担額に、第二号助成額の二分の一を加えて得た額（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

- 五 現に入居している地域特別賃貸住宅に引き続き入居している期間が四年以上であり、かつ、最近四年間の収入が引き続き三十二万六千円を超える者の入居者負担額は、第二号入居者負担額に、第二号助成額の四分の三を加えて得た額（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、現に入居している地域特別賃貸住宅に引き続き入居している期間が五年以上であり、かつ、最近五年間の収入が引き続き三十二万六千円を超える者については、条例第四十一条第一項において準用する条例第三十四条の六第一項に規定する家賃の減額を行わないものとする。
- 3 知事は、第一項第二号から第五号まで又は前項に該当する者が退職し、又はその扶養親族が増加したこと等により、その者の最近の収入状況について第一項第二号に該当する者にあつては二十四万四千円を、同項第三号から第五号まで及び前項に該当する者にあつては三十二万六千円を下回り、又は下回ると認めるときは、その者の入居者負担額を変更し、又は新たに家賃の減額をすることができる。

追加〔平成元年規則三一号〕、一部改正〔平成三年規則三三号・五年二号・一〇年九号・八七号〕

（入居者負担額の変更申請）

第二十一条 前条第三項の規定により入居者負担額の変更を受けようとする者は、地域特別賃貸住宅入居者負担額変更申請書（別記第四十号様式）に知事の指定する収入を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、視覚障害者は、同項に規定する申請書に代えて当該申請書の様式に示された必要事項を点字により表記した文書により提出することができる。

追加〔平成元年規則三一号〕、一部改正〔平成九年規則二九号・一〇年八七号〕

（準用）

第二十二条 地域特別賃貸住宅及びその共同施設の管理については、この章に定めるもののほか、第二条（第二項第六号及び第三項を除く。）、第四条から第五条の二まで、第七条、第十条から第十四条まで、第十七条、第十七条の二、第十七条の四から第十七条の八まで及び第十八条の五の規定を準用する。この場合において、これらの規定（第二条第二項各号列記以外の部分本文を除く。）中「一般県営住宅」とあり、及び「特定公共賃貸住宅」とあるのは「地域特別賃貸住宅」と読み替えるほか、次表上欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第二条	条例第六条	条例第四十一条第一項において準用する条例第六条
第二条第二項各号列記以外の部分本文	一般県営住宅（条例第二条第二号に規定する一般県営住宅をいう。以下同じ。）	地域特別賃貸住宅
	条例第四条第三号、第四号、第七号及び第八号	条例第四十一条第一項において準用する条例第四条第三号、第四号、第七号及び第八号
第二条第二項各号列記以外の部分ただし書	条例第七条第二項	条例第四十一条第一項において準用する条例第三十四条の三
第二条第二項第五号	条例第四条第一号、第二号、第五号及び第六号	条例第四十一条第一項において準用する条例第四条第一号、第二号、第五号及び第六号
第四条	条例第十条第一項	条例第四十一条第一項において準用する条例第十条第一項
第五条	条例第十一条	条例第四十一条第一項において準用

		する条例第十一条
第五条の二	条例第十二条第一項	条例第四十一条第一項において準用する条例第十二条第一項
第七条第一項及び第三項	条例第十四条（条例第三十条第三項又は第三十三条の八において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予又は条例第十六条第二項（条例第三十三条の八において準用する場合を含む。）の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予	条例第四十一条において準用する条例第三十四条の七の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予又は条例第四十一条第一項において準用する条例第十六条第二項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予
第七条第一項	条例第十四条各号のいずれかに掲げる事実	災害により著しい損害を受けた事実 その他特別の事情
第七条第二項	条例第十四条（条例第三十条第三項又は第三十三条の八において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の徴収の猶予又は条例第十六条第二項（条例第三十三条の八において準用する場合を含む。）の規定による敷金の徴収の猶予	条例第四十一条において準用する条例第三十四条の七の規定による家賃の徴収の猶予又は条例第四十一条第一項において準用する条例第十六条第二項の規定による敷金の徴収の猶予
	当該家賃、金銭又は敷金	当該家賃又は敷金
第十一条	条例第二十二条ただし書	条例第四十一条第一項において準用する条例第二十二条ただし書
第十二条	条例第二十三条第一項ただし書	条例第四十一条第一項において準用する条例第二十三条第一項ただし書
第十三条第一項	条例第二十四条	条例第四十一条第一項において準用する条例第二十四条
第十四条	条例第二十五条第一項	条例第四十一条第一項において準用する条例第二十五条第一項
第十七条	条例第三十二条第三項	条例第四十一条第一項において準用する条例第三十二条第三項
第十七条の二	、第十四条、第十六条第一項、第十六条の二並びに第十六条の三第一項	並びに第十四条
第十七条の四	条例第三十三条の九	条例第四十一条第一項において準用する条例第三十三条の九
第十七条の六	条例第三十三条の十一	条例第四十一条第一項において準用する条例第三十三条の十一
第十八条の五第一項及び第二項	条例第三十四条の六	条例第四十一条第一項において準用する条例第三十四条の六

追加〔平成元年規則三一号〕、一部改正〔平成九年規則二九号・一〇年九号・二五号・八七号・一二年七号・令和二年三七号〕

第五章 その他の県営住宅の管理

追加〔平成元年規則三一号〕

（その他の県営住宅の管理）

第二十三条 その他の県営住宅（一般県営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅及び地域特別賃貸住宅並びにこれらの共同施設を除く。）の管理については、第二章（第十七条の三を除く。）の規定を

準用する。

追加〔昭和五七年規則五二号〕、一部改正〔平成元年規則三一号・九年二九号・一〇年九号・八七号〕

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 県営住宅管理規則（昭和三十一年千葉県規則第二十三号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
- 3 旧規則の規定により提出した申請書その他の書類は、この規則中に相当する規定があるときは、当該相当規定によつて提出されたものとみなす。
- 4 平成二十四年四月一日前に五十六歳以上である者（同日において六十歳以上である者を除く。）は、第一条の二第一号（第十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号に該当する者とみなす。

全部改正〔平成二四年規則二〇号〕

- 5 使用料及び手数料規則（昭和三十一年千葉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。
別表第五第二十二号を次のように改める。

二十二 県営住宅の家賃及び割増賃料

附 則（昭和三十七年四月一日規則第二十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十七年十二月一日規則第七十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十一年四月一日規則第十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十三年八月二十七日規則第五十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十三年十月二十一日規則第六十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十四年一月二十一日規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十四年四月二十五日規則第三十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十四年十月十五日規則第八十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十五年三月六日規則第十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十五年七月十日規則第四十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十五年九月八日規則第五十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十五年十月十三日規則第六十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年六月四日規則第四十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年十一月一日規則第八十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十七年四月十四日規則第二十七号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の千葉県県営住宅等管理条例施行規則の規定は、昭和四十六年六月四日から適用する。

附 則（昭和四十七年六月二十七日規則第四十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十八年三月三十日規則第十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十八年四月一日規則第二十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年十月二十五日規則第七十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十年二月十二日規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十一年四月九日規則第三十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十二年三月三十日規則第十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十二年五月十日規則第二十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十二年七月一日規則第四十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十二年八月二十六日規則第五十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十三年二月二十八日規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十四年四月三日規則第二十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十四年九月二十五日規則第五十三号）

この規則は、昭和五十四年十月一日から施行する。

附 則（昭和五十五年六月二十七日規則第四十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十五年十月二十一日規則第六十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十五年十二月二十三日規則第七十七号）

この規則は、昭和五十六年一月一日から施行する。

附 則（昭和五十六年一月三十日規則第二号）

この規則は、昭和五十六年二月一日から施行する。

附 則（昭和五十六年二月二十七日規則第六号）

この規則は、昭和五十六年三月一日から施行する。

附 則（昭和五十六年六月五日規則第三十八号）

この規則は、昭和五十六年七月一日から施行する。

附 則（昭和五十六年七月三十一日規則第五十一号）

この規則は、昭和五十六年八月一日から施行する。

附 則（昭和五十六年九月二十九日規則第六十五号）

この規則は、昭和五十六年十月一日から施行する。

附 則（昭和五十六年十一月二十七日規則第七十八号）

この規則は、昭和五十六年十二月一日から施行する。

附 則（昭和五十六年十二月二十五日規則第八十一号）

この規則は、昭和五十七年一月一日から施行する。

附 則（昭和五十七年二月二十六日規則第六号）

この規則は、昭和五十七年二月二十七日から施行する。

附 則（昭和五十七年七月十六日規則第五十二号）

この規則は、昭和五十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和五十七年八月三十一日規則第六十一号）

この規則は、昭和五十七年九月一日から施行する。

附 則（昭和五十八年二月四日規則第四号の二）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十八年三月十六日規則第十三号）

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十八年十二月二十七日規則第八十八号）

この規則は、昭和五十九年一月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年三月二十六日規則第十八号）

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年十月五日規則第六十号）

この規則は、昭和五十九年十月六日から施行する。

附 則（昭和六十年三月二十九日規則第二十六号）

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十年十一月八日規則第六十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十一年三月二十八日規則第十六号）

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年三月二十四日規則第十七号）

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年一月二十二日規則第二号）

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、別表中習志野台八丁目県営住宅の項の次に加える改正規定は、同年三月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年四月三十日規則第四十号）

この規則は、昭和六十三年五月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年五月三十一日規則第四十五号）

この規則は、昭和六十三年六月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年七月二十九日規則第六十号）

この規則は、昭和六十三年八月一日から施行する。

附 則（平成元年三月三十日規則第三十一号）

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成元年四月二十八日規則第六十号）

この規則は、平成元年五月一日から施行する。

附 則（平成元年八月三十日規則第八十五号）

この規則は、平成元年十月一日から施行する。

附 則（平成二年三月二十三日規則第九号）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成三年三月二十九日規則第三十三号）

この規則は、平成三年四月一日から施行する。ただし、別表中小見川県営住宅の項の次に加える改正規定は、同年五月一日から施行する。

附 則（平成三年八月三十日規則第七十三号）

この規則は、平成三年十月一日から施行する。

附 則（平成四年一月三十日規則第二号）

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成四年三月二十六日規則第二十二号）

この規則は、平成四年四月一日から施行する。ただし、別表中祐光県営住宅の項の次に加える改正規定及び四街道県営住宅の項の改正規定は、同年五月一日から施行する。

附 則（平成四年七月十日規則第九十一号）

この規則は、平成四年十月一日から施行する。ただし、別表中千葉寺県営住宅の項の改正規定は、同年十一月一日から施行する。

附 則（平成五年一月二十九日規則第二号）

この規則は、平成五年二月一日から施行する。

附 則（平成五年三月二十六日規則第十六号）

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成五年六月二十九日規則第六十一号）

この規則は、平成五年七月一日から施行する。

附 則（平成五年十一月二十六日規則第八十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年二月一日規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年五月二十日規則第三十二号）

この規則は、平成六年六月一日から施行する。

附 則（平成七年三月十日規則第十八号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。ただし、別表中千城台北県営住宅の項の改正規定及び同表中八街第二県営住宅の項の次に加える改正規定は平成七年五月一日から、同表中千城台西県営住宅の項の改正規定は平成七年六月一日から施行する。

附 則（平成七年七月三日規則第六十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年一月三十日規則第四号）

この規則は、平成八年二月一日から施行する。

附 則（平成八年四月二十六日規則第三十七号）

この規則は、平成八年五月一日から施行する。

附 則（平成八年六月二十五日規則第四十三号）

この規則は、平成八年七月一日から施行する。

附 則（平成八年十月二十九日規則第六十五号）

この規則は、平成八年十一月一日から施行する。

附 則（平成九年一月三十一日規則第一号）

この規則は、平成九年二月一日から施行する。

附 則（平成九年三月三十一日規則第二十九号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成九年七月二十九日規則第六十六号）

この規則は、平成九年八月一日から施行する。

附 則（平成九年八月二十九日規則第七十二号）

この規則は、平成九年九月一日から施行する。ただし、別表中一宮県営住宅の項の次に加える改正規定は、同年十月三十一日から施行する。

附 則（平成九年九月三十日規則第七十八号）

この規則は、平成九年十月一日から施行する。ただし、別表中作草部県営住宅の項の改正規定は、同年十二月一日から施行する。

附 則（平成十年一月三十日規則第六号）

この規則は、平成十年二月一日から施行する。

附 則（平成十年二月十七日規則第九号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十六条の五の改正規定は、平成十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）による改正前の公営住宅法の規定により供給された一般県営住宅及びその共同施設については、平成十年三月三十一日までの間は、改正後の千葉県県営住宅設置管理条例施行規則第二条第三項、第五条から第七条まで、第十一条から第十三条まで及び第十五条から第十六条の三まで並びに別記第七号様式から第十三号様式まで、第十五号様式、第十六号様式、第二十一号様式、第二十三号様式、第二十六号様式、第二十七号様式、第二十八号様式及び第三十五号様式から第三十六号様式の三までの規定は適用せず、改正前の

千葉県県営住宅設置管理条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第二条第三項、第五条から第八条まで、第十一条から第十五条まで、第十六条の二及び第十六条の三、別表並びに別記第七号様式から第十八号様式まで、第二十一号様式、第二十三号様式、第二十六号様式から第三十二号様式まで、第三十五号様式及び第三十六号様式の規定は、なおその効力を有する。

3 千葉県県営住宅設置管理条例（昭和三十五年千葉県条例第三十九号）第四十二条に規定するその他の県営住宅については、前項の規定を準用する。

4 この規則の施行前に、改正前の規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十年三月二十七日規則第二十五号）

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成十年十一月二十四日規則第八十七号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の前に別表を加える改正規定（市川市の項に係る部分に限る。）は平成十一年三月一日から、第三章の次に一章を加える改正規定（第十八条の三に係る部分に限る。）、別表第四の前に別表を加える改正規定及び別表第二の前に別表を加える改正規定（船橋市の項及び市原市の項に係る部分に限る。）は同年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年十二月二十八日規則第八十九号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十二年二月二十九日規則第七号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、別表第三中県営住宅の名称の項の次に加える改正規定は、同年三月一日から施行する。

附 則（平成十二年十月十三日規則第百五十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年三月三十日規則第四十四号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十九日規則第三十八号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年九月二十七日規則第八十五号）

この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月二十八日規則第三十八号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年六月二十七日規則第百三号）

この規則は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則（平成十六年一月十六日規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年三月三十日規則第三十八号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十九日規則第四十五号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年十二月二十七日規則第百九十七号）

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則（平成十八年一月三十一日規則第九号）

この規則は、平成十八年二月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月三十一日規則第七十七号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年十一月三十日規則第百六号）

この規則は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成十九年十二

月一日から施行する。

附 則（平成二十年三月十一日規則第八号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年十月三十一日規則第七十九号）

この規則は、平成二十年十一月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月三十一日規則第四十一号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月二十三日規則第八号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月十八日規則第十七号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十三日規則第二十号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年二月十二日規則第十四号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年九月三十日規則第八十一号）

この規則は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二十五年十二月二十日規則第八十八号）

この規則は、平成二十六年一月三日から施行する。

附 則（平成二十六年三月十四日規則第十号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年九月三十日規則第五十六号）

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月二十七日規則第十五号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十五日規則第十四号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月三十一日規則第二十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十三日規則第七号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年八月二十四日規則第五十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十九日規則第二十九号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二十八日規則第四号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三十一日規則第三十七号）

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に県営住宅に入居している者の連帯保証人に係る住所、氏名又は勤務先の変更の届出については、改正後の千葉県県営住宅設置管理条例施行規則第四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和二年五月二十九日規則第四十四号）

この規則は、令和二年六月一日から施行する。ただし、別表第二平和県営住宅の項中層耐火の目を削る改正規定及び別記第一号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年三月三十日規則第五号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年六月三十日規則第三十四号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県県営住宅設置管理条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和四年三月二十五日規則第二十五号)

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十八条の四第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年六月二十七日規則第四十五号)

この規則は、令和五年七月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月二十九日規則第四十二号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(令和五年法律第三十号)附則第二条第一項の規定により、なお従前の例によることとされる事件における保護命令の申立てを行った者で当該保護命令が効力を生じた日から起算して五年を経過していないものについては、改正後の千葉県県営住宅設置管理条例施行規則第一条の二第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第一(第十七条の六)

所在地	駐車場の名称	使用料月額
千葉市	松波県営住宅駐車場	六、五〇〇円
	仁戸名県営住宅駐車場	四、五〇〇円
	祐光県営住宅駐車場	六、〇〇〇円
	千葉寺県営住宅駐車場	三、五〇〇円
	千葉寺第二県営住宅駐車場	三、五〇〇円
	幕張県営住宅駐車場	六、〇〇〇円
	作草部県営住宅駐車場	四、五〇〇円
	園生県営住宅駐車場	四、五〇〇円
	弥生県営住宅駐車場	五、五〇〇円
	轟県営住宅駐車場	五、〇〇〇円
	天台県営住宅駐車場	六、〇〇〇円
	小倉県営住宅駐車場	三、〇〇〇円
	千城台西県営住宅駐車場	四、〇〇〇円
	みつわ台県営住宅駐車場	四、五〇〇円
	東寺山第二県営住宅駐車場	二、五〇〇円
	海浜幕張県営住宅駐車場	五、五〇〇円
	幕張東県営住宅駐車場	六、〇〇〇円
	海浜検見川県営住宅駐車場	六、〇〇〇円
	検見川県営住宅駐車場	六、〇〇〇円
幸町県営住宅駐車場	七、五〇〇円	
幸町東県営住宅駐車場	七、五〇〇円	
市川市	国府台県営住宅駐車場	八、〇〇〇円
	市川柏井県営住宅駐車場	三、五〇〇円
	市川柏井第二県営住宅駐車場	五、〇〇〇円
船橋市	海神県営住宅駐車場	五、五〇〇円
	薬田台県営住宅駐車場	四、五〇〇円
	八木が谷県営住宅駐車場	四、五〇〇円

	八木が谷第二県営住宅駐車場	四、五〇〇円
木更津市	清見台県営住宅駐車場	二、五〇〇円
松戸市	六高台県営住宅駐車場	三、〇〇〇円
	金ヶ作県営住宅駐車場	五、〇〇〇円
野田市	野田山崎県営住宅駐車場	三、〇〇〇円
成田市	成田第一県営住宅駐車場	三、〇〇〇円
	成田第二県営住宅駐車場	三、〇〇〇円
	成田第四県営住宅駐車場	三、〇〇〇円
	成田第五県営住宅駐車場	三、〇〇〇円
	三里塚県営住宅駐車場	二、〇〇〇円
習志野市	実籾県営住宅駐車場	四、五〇〇円
	実籾大原県営住宅駐車場	五、〇〇〇円
	大久保県営住宅駐車場	四、五〇〇円
	平和県営住宅駐車場	四、五〇〇円
	香澄県営住宅駐車場	五、五〇〇円
柏市	柏逆井県営住宅駐車場	二、〇〇〇円
	沼南高柳県営住宅駐車場	三、〇〇〇円
市原市	五所県営住宅駐車場	五、〇〇〇円
鎌ヶ谷市	初富県営住宅駐車場	四、〇〇〇円
	鎌ヶ谷井草県営住宅駐車場	四、〇〇〇円
	鎌ヶ谷四本柵県営住宅駐車場	三、五〇〇円
	佐津間県営住宅駐車場	二、五〇〇円
君津市	北子安県営住宅駐車場	二、〇〇〇円
	柰師県営住宅駐車場	二、五〇〇円
	柰師第二県営住宅駐車場	三、五〇〇円
富津市	富津県営住宅駐車場	一、五〇〇円
浦安市	浦安堀江県営住宅駐車場	八、五〇〇円
	浦安高洲県営住宅駐車場	七、〇〇〇円
袖ヶ浦市	蔵波県営住宅駐車場	三、五〇〇円
	長浦県営住宅駐車場	三、〇〇〇円
長生郡一宮町	一宮船頭給県営住宅駐車場	二、五〇〇円

追加〔平成一〇年規則八七号〕、一部改正〔平成一二年規則七号・一三年四四号・一四年三八号・一五年三八号・一〇三号・一七年四五号・一九七号・一八年九号・一九年一〇六号・二〇年八号・七九号・二二年八号・二三年一七号・二五年八一号・二六年一〇号・二七年一五号・二八年一四号・三〇年七号・三一年二九号・令和元年四号・三年三四号・四年二五号・五年四五号〕

別表第二（第十八条第五項）

県営住宅の 名称	構造	棟	階	家賃月額 (円)
国府台県営住宅	中層耐火	1	(室番号) 101	38,900
			(室番号) 102	38,600
			(室番号) 114・115・214・304・405・ 415・513	33,300
			(室番号)	25,700

			111・207・208・408 (室番号)	24,800
			209・309・409 (室番号)	25,100
			510	
二宮県営住宅	中層耐火	1・2	1～3	15,800
		3・4	1～3	16,100
南本町県営住宅	中層耐火		(室番号) 1～8	5,900
		1	(室番号) 101～104・201～204・301～ 304・401～404・501～504	11,700
			(室番号) 105～107・205～212・305～ 312・405～412・505～512	11,900
		2	(室番号) 101～104・201～204・301～ 304・401～404・501～504	11,700
			(室番号) 105～112・205～212・305～ 312・405～412・505～512	11,900
住吉県営住宅	中層耐火	1	(室番号) 101・103・105・201・203・ 205・301・303・305	11,200
			(室番号) 102・104・106・107・108・ 202・204・206～208・302・ 304・306～308	9,800
		2	1～3	9,800
		3	1～3	16,700
胡録台県営住宅	中層耐火	1	(室番号) 101・201・301・401	13,000
			(室番号) 102～108・202～208・302～ 308・402～408	18,700
		2	(室番号) 101・201・301・401	13,000
			(室番号) 102～110・202～210・302～ 310・402～410	18,700
平和県営住宅	高層耐火	1	(室番号) 104～106・204～206・304～ 306・404～406・504～506・ 604～606・704～706・804～ 806	30,200
			(室番号) 102・103・107・202・203・ 207・302・303・307・402・	35,300

		403・407・502・503・507・ 602・603・607・702・703・ 707・802・803・807	
		(室番号) 101・108・201・208・301・ 308・401・408・501・508・ 601・608・701・708・801・ 808	36,000
	2	(室番号) 105～107・205～207・305～ 307・405～407・505～507・ 605～607・705～707・805～ 807	30,200
		(室番号) 102～104・108・109・202～ 204・208・209・302～304・ 308・309・402～404・408・ 409・502～504・508・509・ 602～604・608・609・702～ 704・708・709・802～804・ 808・809	35,300
		(室番号) 101・110・201・210・301・ 310・401・410・501・510・ 601・610・701・710・801・ 810	36,000

全部改正〔令和3年規則5号〕

別表第三（第十八条の三）

県営住宅の名称	構造	種別	棟	階	家賃月額 (円)
実叻県営住宅	中層耐火	特定公共賃 貸住宅	10—1	(室番号) 108	91,900
			10—2	(室番号) 101	91,900
五所県営住宅	高層耐火	特定公共賃 貸住宅	2	(室番号) 101・106・201・206・ 301・308・401・408・ 501・508・601・608・ 701・708・801・808・ 901・908	67,300
				(室番号) 102～105・202～205・ 302・303・306・307・ 402・403・406・407・ 502・503・506・507・ 602・603・606・607・ 702・703・706・707・ 802・803・806・807・	64,800

			902・903・906・907	
			(室番号)	81,300
			1001・1004	
			(室番号)	57,800
			304・305・404・405・ 504・505・604・605・ 704・705・804・805・ 904・905	
			(室番号)	80,400
			1002・1003	

追加〔平成10年規則87号〕、一部改正〔平成12年規則7号・13年44号・14年85号・16年38号・17年45号〕

別表第四（第十九条の二）

県営住宅の名称	構造	種別	棟	階	家賃月額 (円)
薬円台県営住宅	中層耐火	地域特別賃貸住宅	5	(室番号) 101～105	70,600
				(室番号) 201～206・301～306・ 402・403・405	72,600
				(室番号) 401・404	62,500

追加〔平成10年規則9号〕、一部改正〔平成10年規則87号・13年44号〕

別記

第一号様式

（第二条第一項）

その一

その二

全部改正〔平成19年規則106号〕、一部改正〔平成26年規則56号・令和2年44号・3年34号〕

第二号様式

（第二条第二項第一号）

全部改正〔昭和57年規則52号〕、一部改正〔平成元年規則31号・18年77号・令和3年34号〕

第三号様式 削除

〔平成10年規則9号〕

第四号様式

（第二条第四項）

全部改正〔平成10年規則9号〕、一部改正〔平成18年規則77号〕

第五号様式

（第四条）

全部改正〔令和2年規則37号〕、一部改正〔令和3年規則34号〕

第六号様式

（第四条の二）

全部改正〔昭和60年規則26号〕、一部改正〔平成元年規則31号・11年89号・18年77号・令和3年34号〕

第七号様式

（第五条第一項）

全部改正〔平成10年規則9号〕、一部改正〔平成11年規則89号・18年77号・19年106号・令

和 3 年34号]

第八号様式

(第五条第二項)

全部改正〔平成10年規則 9 号〕、一部改正〔平成18年規則77号〕

第九号様式

(第五条の二第一項)

全部改正〔平成10年規則 9 号〕、一部改正〔平成11年規則89号・18年77号・19年106号・令和 3 年34号〕

第十号様式

(第五条の二第二項)

全部改正〔平成10年規則 9 号〕、一部改正〔平成18年規則77号・19年106号〕

第十一号様式

(第六条第一項)

全部改正〔平成10年規則 9 号〕、一部改正〔平成11年規則89号・令和 3 年34号〕

第十一号様式の二

(第六条第二項)

全部改正〔平成24年規則20号〕、一部改正〔令和 3 年規則34号〕

第十一号様式の三

(第六条第三項)

追加〔平成10年規則 9 号〕、一部改正〔平成11年規則89号・24年20号・令和 3 年34号〕

第十二号様式

(第七条第一項)

全部改正〔昭和52年規則51号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・57年52号・平成元年31号・10年 9 号・11年89号・令和 3 年34号〕

第十三号様式

(第七条第一項)

全部改正〔昭和52年規則51号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・57年52号・平成元年31号・10年 9 号・11年89号・令和 3 年34号〕

第十四号様式 削除

削除〔平成10年規則 9 号〕

第十五号様式

(第七条第三項)

全部改正〔平成10年規則 9 号〕

第十六号様式

(第七条第三項)

全部改正〔平成10年規則 9 号〕

第十七号様式及び第十八号様式 削除

削除〔平成10年規則 9 号〕

第十九号様式

(第十条)

全部改正〔昭和52年規則51号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・55年65号・57年52号・平成元年31号・10年 9 号・11年89号・18年77号・令和 3 年34号〕

第二十号様式

(第十一条第一項)

全部改正〔昭和52年規則51号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・55年65号・57年52号・平成元年31号・11年89号・18年77号・令和 3 年34号〕

第二十一号様式

(第十一条第二項)

全部改正〔平成10年規則 9 号〕、一部改正〔平成18年規則77号〕

第二十二号様式

- (第十二条第一項)
全部改正〔昭和52年規則51号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・55年65号・57年52号・平成元年31号・11年89号・18年77号・24年20号・令和3年34号〕
- 第二十三号様式
(第十二条第三項)
全部改正〔平成10年規則9号〕、一部改正〔平成18年規則77号〕
- 第二十四号様式
(第十三条第一項)
全部改正〔昭和52年規則51号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・55年65号・57年52号・平成元年31号・11年89号・18年77号・令和3年34号〕
- 第二十五号様式
(第十三条第二項)
全部改正〔昭和52年規則51号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・55年65号・57年52号・平成元年31号・11年89号・18年77号・令和3年34号〕
- 第二十六号様式
(第十三条第三項)
全部改正〔平成10年規則9号〕、一部改正〔平成18年規則77号〕
- 第二十六号様式の二
(第十四条)
追加〔平成10年規則9号〕、一部改正〔平成11年規則89号・18年77号・令和3年34号〕
- 第二十七号様式
(第十五条第一号)
全部改正〔平成10年規則9号〕、一部改正〔平成18年規則77号〕
- 第二十八号様式
(第十五条第二号)
一部改正〔平成18年規則77号〕
- 第二十九号様式から第三十四号様式まで 削除
削除〔平成10年規則9号〕
- 第三十五号様式
(第十六条第一項)
全部改正〔昭和52年規則51号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・55年65号・57年52号・平成元年31号・10年9号・11年89号・18年77号・令和3年34号〕
- 第三十六号様式
(第十六条第二項)
全部改正〔平成10年規則9号〕、一部改正〔平成18年規則77号〕
- 第三十六号様式の二
(第十六条の二)
追加〔平成10年規則9号〕、一部改正〔平成11年規則89号・18年77号・令和3年34号〕
- 第三十六号様式の三
(第十六条の三第一項)
追加〔平成10年規則9号〕、一部改正〔平成11年規則89号・24年20号・令和3年34号〕
- 第三十七号様式
(第十七条)
全部改正〔昭和52年規則51号〕、一部改正〔昭和55年規則65号・57年52号・61年16号・平成元年31号・10年9号・12年7号・17年45号〕
- 第三十七号様式の二
(第十七条の三第一項)
追加〔平成10年規則9号〕、一部改正〔令和3年規則34号〕
- 第三十七号様式の三
(第十七条の三第二項)

追加〔平成10年規則9号〕

第三十七号様式の四

(第十七条の四第一項)

追加〔平成10年規則25号〕、一部改正〔平成11年規則89号・18年77号・令和3年34号〕

第三十七号様式の五

(第十七条の四第二項)

追加〔平成10年規則25号〕、一部改正〔平成18年規則77号〕

第三十七号様式の六

(第十七条の四第二項)

追加〔平成10年規則25号〕、一部改正〔平成12年規則7号〕

第三十七号様式の七

(第十七条の七)

追加〔平成10年規則25号〕、一部改正〔平成11年規則89号・12年7号・18年77号・令和3年34号〕

第三十七号様式の八

(第十七条の八)

追加〔平成10年規則25号〕、一部改正〔平成11年規則89号・18年77号・24年20号・令和3年34号〕

第三十八号様式

(第十八条第三項)

全部改正〔昭和52年規則51号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・55年65号・平成元年31号・11年89号・19年106号・令和3年5号・34号〕

第三十九号様式

(第十八条の五第一項)

追加〔平成元年規則31号〕、一部改正〔平成10年規則87号・11年89号・令和3年34号〕

第三十九号様式の二

(第十八条の五第二項)

全部改正〔平成24年規則20号〕、一部改正〔令和3年規則34号〕

第四十号様式

(第二十一条第一項)

追加〔平成元年規則31号〕、一部改正〔平成10年規則87号・11年89号・令和3年34号〕